

〈論文〉

単元構成や活動の場の工夫・改善による多面的・多角的な見方や考え方の育成
— 憲法第9条と平和主義の学習を通して —

新治郡千代田町立下稲吉中学校教諭 小林正文

【要旨】

社会科の学習では特に、生徒たちが、社会的な事実や問題に関して、様々な観点から考えたり話し合ったりすることで、彼らに多面的・多角的に考える力を育成することが求められている。本稿では、題材としては、憲法第9条の平和主義と自衛隊の問題を取り上げる。わが国が長く平和が続いてきたこともあり、授業ではこの題材は簡単に概念的な理解を与える程度ですませるのがほとんどであった。しかし国際紛争が拡大する中で、自衛隊にもPKO派遣問題など新たな国際貢献が期待され、それと共に憲法の平和主義についても、より現実的で多面的な理解が求められてきている。そこで授業の中で、憲法の平和主義についての生徒たちのいわば形式的で表面的な理解を、今わが国が直面している国際貢献など現実的な諸問題と関わせることで、多面的・多角的な思考へと発展させたい。それを特に単元構成や活動の場を工夫することで試みてみたい。

【キーワード】

- ①社会科における多面的・多角的な思考、②「もしも……したならば、……だろう。」、
③憲法の平和主義、④国連平和維持軍、⑤問題解決的思考

1. なぜ生徒の思考を平板なままにする授業になりやすいのか

新学習指導要領では、いわゆる新学力観と同じ文脈で、自ら学び・自ら考える力の育成を図るために、学び方を学ぶ学習が重視されている。ここでの「自ら学び・自ら考える力」の育成を図るための「学び方を学ぶ」学習という考え方は、古くは、「実質陶冶」に対する「形式陶冶」の主張と思想的には同じ系譜に属するとされている。また新しくは、特に2、30年来の世界的な教育改革の流れの中で「教材過剰」の克服のために一貫して強調されてきた「学び方を学ぶ」(Learn how to learn) 方法主義の強調とも軌を一にしている。

特に、社会科は多分野にわたり、しばしば内容教科とされてきたこともあって、生徒にとっても「覚える教科」「記憶する教科」という理解が一般的であった。そのために指導要領では、これの裏返しで、なおのこと「覚えさせる」のではなくて、主体的な追究活動を通しての社会的事象に対する「多面的・多角的な見方や考え方」を深めることの重要性が強調されている。

しかし、これまでの経験を通して見た生徒たちの実態からしても、社会科では、受験があるために識らず識らずのうちに膨大な学習内容の暗記へと圧力がかけがちである。そのために社会的事象に対する見方や考え方を育てたいと意図してもなかなか思うに任せず、生徒たちの考え方は実態としては表面的かつ一面的な傾向が強いと云わざるを得ない。

そこで、これまでの実践を振り返ってみると、生徒たちが調べ・まとめる内容は、多くは資料の転記になりがちで、生徒の意見や考えが盛り込まれることは少なかった。

その解決策として、問題解決的な学習を取り入れてみた。具体的には、調べ学習やグループ学習など場の構成を工夫した授業を展開してみたりした。しかしこの場合もうまくはいかなかった。なぜかと言えば、生徒たちの多面的・多角的な見方や考え方を引き出す授業にはならなかったということである。その原因を考えてみると、結局は教師自身が問題解決的な学習を「学習過程の型」として捉えていたため、その中で行う「調べ学習」や「グループでの話し合い活動」自体も

パターン化したものになりがちであったということである。言い換えれば、問題解決学習を「型」や「形」としてしか捉えていなかったのである。そのために、授業の設計や展開において、生徒たちが学習対象である社会的事象をどのように捉えているのか、あるいは捉えがちなのかという生徒たちの認識の基本のところの押さえ方が甘かった。教師はしばしば「生徒たちの側に立った視点の大切さ」を強調する。しかし、「生徒たちの側に立った視点の大切さ」とは何か。学習対象とする社会的事象が生徒たちにとってどういう意味があるのか、生徒たちの生活とどうかかわりがあるのかを多面的に探ることではしかない。そういう授業展開ができなければ、生徒たちの見方や考え方を引き出し、深めることはできないと考える。

つまり、生徒たちが社会的事象の意味を多面的・多角的に考察して、見方や考え方を深められるような授業を目指したいのである。しかしそれを具体的にどうするかというと、単元構成や活動の場の工夫・改善を通して達成したいのである。

2. 研究の内容

(1) 「見方・考え方」について

次に、「見方・考え方」は、社会科がめざす学力の全体像の中では、どのように位置づけられるのだろうか。たとえば、片上宗二氏は学力の全体像を下に示す概念図を使って説明している¹⁾。

社会科がめざす学力の全体像

種類	学力	達成目標的学力				向上目標的学力
		育てる力	学び方		知識	
			主な問い	技法		
A	社会(的事象)を知る力	どのようにあるか	問題解決 問題構成 意思決定 合意形成 参加・調停	資料の収集、整理、読み取り	個別的・記述的知識	充足感
B	社会(的事象)がわかる力	なぜか		資料の批判、比較、分析	概念的・説明的知識 (見方・考え方)	知的感動
C	社会に活かす力 社会に生きる力	どうしたらよいか なにをなすべきか		情報の創造 情報の発信	規範的・評価的知識 実践的知識	有能感 有用感

この片上氏の構造図に従えば、社会的事象を「知る力」「わかる力」「社会に活かす力・社会に生きる力」は学力の3つの側面である。さらに、3つの側面を育てるためには、それぞれの側面に対応した教師の「問い」があり、これを受ける形で生徒の学びの「技法」と「技能」が対応しているとされている。

「見方・考え方」は学力のBにあたる部分であり、「学び方」を通して得られる「概念的・

説明的知識」である。つまり、社会的事象や問題を成り立たせ、あるいは引き起こしている社会の構造や本質や動向等々について捉える力という意味とされる。結果として身につく知識は、個別的な一つの事象しか説明できない知識ではなく、様々な事象を説明できる「概念的・説明的知識」であり、これを簡潔に言えば「見方・考え方」とであるとされる。

なお、片上氏は、この学力の全体像における留意点として次の3点を挙げている。

第一は、学力の構造をA→B→Cという順序で階層的に捉えているのではない、ということである。つまり、Aが「基礎・基本」でBやCが「応用・発展」といった構造ではない、ということである。A、B、Cのそれぞれに「基礎・基本」があり、「応用・発展」があるという捉え方なのである。

ここから第二の留意点が導き出される。すなわち、社会科でめざす学力を身につけた子どもの姿とは、A、B、Cのそれぞれをバランスよく身につけた子どもということになる。

第三に、学力は、「学習の結果、子どもたちの身につくものの総体」であるから、当然、社会科の学力についても「関心・意欲・態度」が含まれるが、その場合の「関心・意欲・態度」は、A、B、Cの三者とかわかって身につくものだという点である。

問題は、具体的には、その「見方・考え方」をどのようにして育てることができるかである。片上氏の上掲の構造図に即して言えば、「見方・考え方」は、具体的には、「資料の批判、比較、分析」などの作業（学習活動）を通して獲得されることになる。問題は、生徒たちが「資料」をどのように扱うことが「批判」することであり、「分析」することなのか、である。

(2) 多面的・多角的な追究・考察について

言うまでもなく、学習対象としての社会的事象は様々な側面をもっている。その多面性を浮き彫りにし、対象をより全体的に捉えることが学習である。つまり「多面的」な見方とは、学習する対象の側が様々な側面をもっているという学習対象の属性に着目した表現である。これに対して、「多角的」とは、そうした学習対象の多面性を浮き彫りにするために、教師・生徒が様々な位相から主体的に行う働きかけ方を意味していると考えられる。つまり様々な側面からその学習対象に光を当てることによってその全体を再構成することができるのである。

特に、公民的分野の学習対象である現代の社会的事象は、多様な側面をもつとともに、それぞれが様々な条件や要因によって成り立っている。さらに社会的事象を構成している条件や要因は絶えず変化している。その意味でも多面的である。したがって社会的事象を学習するには、様々な立場に立って、あるいは様々な観点から、事象や要因間のつながりや関わりあいを掘り下げ、解きほぐし、その全体像をより正確に再構成することが必要となる。そうした学習こそが、多面的・多角的な追究・考察であると考えられる。

生徒たちが、多面的・多角的に追究・考察するためには、教材研究において、学習対象とする社会的事象を多面的・多角的に捉える視点を明確にする必要がある。そこで、社会的事象がどのような側面から成り立っているのか、どのような事象の関わりの中で存在しているのかを明らかにし、それぞれの側面が自分たちとどのように関わっているのか、自分たちにとってどのような意味をもつのかを追究できるように、単元を構成し、必要な教材や資料を用意することが大切となる。次に述べるように、それによって一つ一つの言葉や概念は生徒たちによって生きてはたらくものとして捉えられると考える。

(3) 多角的・多面的な見方とは—研究の基本的前提

では具体的にはどうしたら生徒たちを「多面的・多角的」な思考ができるように導くことができるか。宇佐美寛氏に拠りながら考察してみたい。

例えば、われわれが「この石は固い。」という概念をもっているとはどのようなことであら

うか。「この石は固い。」ということを知っているとは何を知っていることなのか。「もし、この石をガラスにぶつければ、ガラスは割れるだろう。」「もし、木片とこの石をこすりあわせれば、木片にはきずがつくだろう。」「もし、この石で頭をなぐれば、痛く感じ、こぶができるだろう。」……等々を知っていることにはかならないのである。もし、このような「もし……したらば、……だろう。」を何一つ知らないのだとしたら、「この石は固い。」ということを知っているとは、いったい何ごとであろうか。「もし……したらば、……だろう。」（“If…., then……”）をまったく知らなくて、それでいてなお、「この石は固い。」ということを知っている状態というのを、われわれは想像することすらできないのである。

「もし……したらば、……だろう。」というのは、(1)ある具体的な条件下での、(2)ある行動が、(3)ある結果をもたらすことが予測されるということである。このような予測をすることができるに応じて、概念は、経験と結びついており、「概念的」ではないのである。

宇佐美氏は、そこで例として「三権分立」を取り上げる。

「三権分立」については、もし三権が分立していないとしたら、どんな結果が起き、その結果はなぜ望ましくないのかを問題に取り上げることができるであろう。（ある制度の意義についての概念は、経験に連続した働きにおいて見れば、その制度が欠けた時の悪結果についての概念なのである。）また、三権の相互の間で権限が平等ではない場合が考えに入れられねばならない。

たとえば、最高裁判所が内閣によって任命されること、「国会は、国権の最高機関」であること、「内閣は、……国会に対し……責任を負ふ」こと、「国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける」ことなどが取り上げられるであろう。

右にあげた「もし……、……だろう。」の取り出しかたは、「三権分立」を裏側から否定的に見ているのである。すなわち、前者は、それが存在しない場合のことを考えているのであり、後者は、三権が平等であるという捉えかたが行きづまる場合である。このように、概念は、乱れ、破れにおいて確かめられねばならない。概念が確固たる明瞭な輪郭をもち、その内容をことごとく意識の表面で捉えてことばで表現し得るように思うのは誤りである。……中略……右のように否定的に概念の内容を見、不明確なところを意識しようとする方法のうち最も端的で骨組みだけの方法は、次のようなものであろう。例えば、「多数決」についていうならば、「多数決でない決めかたとはどんなものか。それと多数決とはどこが違うのか。」と問うことである。あるものを知っているとは、それではない他のものとの差異がわかり、判別することができるということなのである。⁽²⁾

以上のことから、社会的事象について多面的・多角的な見方ができるということの意味が明らかになると考える。それは、ある社会的事象がもつ様々な側面を、つまり多面性を明らかにすることであり、様々な「もし……、……だろう。」という観点から、つまり多角的に見ることなのである。

(4) 単元構成と活動の場の工夫について

上で述べたような多面的・多角的な見方や考え方の育成は、学校教育全体を通して、かつ相当の時間をかけるべきものである。1教科だけで、当然1単位時間だけで生み出せるものではない。1教科に限ってみても、少なくとも単元という単位で指導されるべきである。つまり、単元全体の学習を通して、生徒達に社会的事象の多面性に気付かせ、多角的に追究・考察させるように彼らの思考を方向付け、鍛えることが必要なのである。これを単元構成の問題として見れば、生徒たちが、問題を捉え直し、再構成しながら考察を深められるような単元構成を図

ることであると考え。そのため、各単位時間ごとの学習内容を、生徒たちが様々な社会的事象の関わりを見つけ出せるよう十分に吟味したい。

また、見方や考え方を深める活動の場として、話し合いや討論等の活動を取り入れる。友だちが調べた事実や考えと「関わり合う」ことによって、自分の考えを深めることができるものと考え。

3. 研究の実践（第3学年公民的分野）

(1) 単元名 平和主義とわたしたち

(2) 単元の目標

日本国憲法の平和主義についての理解を深め、我が国の安全と防衛の問題について考えることができる。

(3) 本単元における多面的・多角的な見方や考え方について

半世紀以上も戦争のない平和な世の中が続き、それが当たり前のことのようになっている。しかし、憲法改正をめぐる動きや外国での戦争や紛争の処理にPKOとして自衛隊を派遣するなど、憲法が掲げる平和主義の理念に関連して、近年、様々な出来事が発生している。

これまで、自衛隊と憲法の平和主義の関わりについては、一般には深く立ち入らずに指導することが多かった。正確に言えば、憲法の掲げる平和主義の内容を通り一遍に教えることが多かったと言ってよい。しかし、生徒の社会的な見方や考え方を養う教材として、また将来にわたる平和維持への関心や参加意識を高めるためにも、この題材は効果的である。そのためには、平和主義という概念を単なるお題目としてではなく、前述の「もしも……、……だろう」という形で、様々な観点から働かせることなのである。

具体的には、憲法第9条の掲げる平和主義、戦力不保持の原則を、現実にある様々な「もしも……ば」という諸条件と関わらせてみる。そうすることによって、この原則は様々な「……だろう」と理解を広げていくはずである。つまりそうすることで、この平和主義という概念についての生徒たちの思考は、現実的に鍛えられうると考える。憲法第9条の平和主義の意味を現代的な諸条件と関わらせることで、彼らが物事を多面的にみる力を伸ばす一助になると考えるのである。

(4) 指導計画（5時間扱い）

時間	学 習 活 動 ・ 内 容	学 び 方 技 能
①	<p>日本国憲法における平和主義（問題作り）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日本国憲法の平和主義の内容について理解する。 ・『あたらしい憲法のはなし』のさし絵と文章から、平和主義の内容を理解する。 ・憲法第9条の「戦争の放棄」「戦力の不保持・交戦権の否認」を確かめる。 2 なぜ、「戦争をしない」と憲法にあらわしたのか予想し、資料から考える。 資料「第二次世界大戦の主な国の犠牲者数」「原爆投下による犠牲者と被害」 3 憲法の平和主義の原則は実際にはどのようになっているだろうか。 <p>平和主義を原則とする憲法のもとで、なぜ自衛隊が設置されたのだろうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の読み取り ・資料の分析

時間	学 習 活 動 ・ 内 容	学 び 方
		技 能
②	平和主義と自衛隊（問題追究①）	
	<ol style="list-style-type: none"> 1 前時に立てた学習問題を確認する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">平和主義を原則とする憲法のもとで、なぜ自衛隊が設置されたのだろう。</div> <ol style="list-style-type: none"> 2 予想を立て、資料から確かめる。 <ul style="list-style-type: none"> ・資料「歴史教科書」「年表」「VTR」 3 自衛隊の任務、装備、基地、防衛費について調べる。 4 日米安全保障条約の内容について理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料読み取り ・資料の分析、比較
③	国際貢献（問題追究②）	
	<ol style="list-style-type: none"> 1 PKOとは何か、PKO協力法とは何かを確かめる。 2 なぜ、PKO協力法が成立したのだろう。 <ul style="list-style-type: none"> ・湾岸戦争での日本の対応への批判から ・国際貢献が求められるから ・自衛隊の海外派遣は憲法の平和主義に適合するののかという議論 3 ODAやNGOの内容や意味について理解し、様々な貢献の方法があることを理解する。 4 わたしたちは、どのような貢献をしていけばよいか、次の意見をもとに話し合う。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>A 日本は戦後、世界第2位の経済力をもった。国際社会にあって、お金を出すだけでは無責任だ。自衛隊の派遣をはじめ人的貢献をすべきだ。</p> <p>B 貢献する方法は、他にもある。自衛隊を派遣しなくてもいい、お金を出すだけでもいいのではないか。</p> <p>C 平和憲法があるのだから、不戦の姿勢を世界に向けて貫くことだ。このことこそ国際貢献だ。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料読み取り ・情報の創造
④	自衛隊はどう在るべきかⅠ（問題追究③）	
	<ol style="list-style-type: none"> 1 本時と次時の予定を知る。 2 これまでの学習をもとに「自衛隊は必要か、不要か」について自分の考えを決める。 3 なぜ、自分はそう考えるのか、自分の考えの理由・根拠をまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の批判、比較、分析
⑤	自衛隊はどう在るべきかⅡ（討論・まとめ）	
	<ol style="list-style-type: none"> 1 討論の進め方の確認 2 グループごとの討論 3 討論の内容についての発表とまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の批判、比較、分析

(5) 指導の実際

○第1時 日本国憲法における平和主義（問題作り）

『あたらしい憲法のはなし』のさし絵や憲法第9条から「戦争の放棄」「戦力の不保持・交戦権の否認」という日本の平和主義の内容について理解するとともに、生徒が現在もって

いる知識や漠然とした感想や考えを引き出して疑問点を明確にし、学習問題として設定した。

○第2時 平和主義と自衛隊（問題追究①）

平和主義を原則とする憲法のもとで自衛隊が設置された理由について仮説を立て、文章資料や年表・VTR等の視聴覚資料にあたって検証することとした。また、自衛隊の任務、装備、基地、防衛費などについても各種の資料から調べを進めた。さらに日米安全保障条約の内容については、歴史学習と関連付けながら理解を深めた。

○第3時 国際貢献（問題追究②）

PKOとは何かを明らかにし、自衛隊などが派遣されている根拠を確かめた。また、ODAやNGOの活動についての資料から、様々な国際貢献と引き換えに、日本の平和が保たれていることを確認した。

○第4時 自衛隊はどう在るべきかⅠ（問題追究③）

生徒がより主体的に自分の見方や考え方をもち、深められるよう、これまでの学習を踏まえて、「自衛隊は必要か、不要か」と、あえて問題を二者択一的に提示し、生徒一人一人が自分の考えを決め、そう考える理由を調べまとめさせた。討論会を開くことを予告しておき、自分と違う考えの友だちを納得させられるように、様々な観点から理由をまとめておくようにした。教師は、参考になると思われる資料を用意したり、資料選択について助言した。

自衛隊についての生徒の考え方は、33名中、必要20名、不要13名であった。必要と考える主な理由は、「いざというときのため」、「PKOなど国際社会からの要求に対応するため」、「災害救助などのため」などであった。不要と考える主な理由は、「かえって戦争の原因になるから」、「平和憲法に反するから」などが多かった。この時点では、平和主義という憲法上の原則についての生徒達の理解はまだ観念的である。日頃、新聞やテレビで国内外の政治や行政の動きについての記事やニュースに接する機会が多ければ、それは自ずと、平和主義という憲法上の原則を、前述した様々な「もし……、」という具体的な問題場面と交差させることで概念の意味を広げ深めることができる。思考を鍛えることができる。しかしその点で言えば、生徒達は日常生活の中で新聞やテレビのニュースなどに触れる機会は極めて少ない。そのことから、テーマを掘り下げるような話し合いにするためには、授業をどうするかだけでは不十分である。日頃から生徒たちの日常生活のつくりかえに向けた学校・教師の意図的組織的な働きかけがいかに大事であることを改めて思い知らされた。

○第5時 自衛隊はどう在るべきかⅡ（討論・まとめ）

日本に自衛隊は必要と考える生徒と不要と考える生徒混合でグループを編成し、「自衛隊は必要か、不要か」について討論をした。まず、それぞれの意見と理由を述べた後、相手の意見に対する反論・質問などをし、それに答えるというかたちで話し合った。前時の問題追究の活動において、資料収集が十分でなかったり、中学生の社会認識の発達段階では、自分の考えの理由について、事実認識をもとにした根拠をもつことは難しかった。たとえば、「いざというときは、本当に起こる可能性があるのか。」「自衛隊があるとなぜ、戦争の原因になるのか。」などの質問に対しては、明確な根拠を示せず、話し合いが行き詰まってしまう場面もみられた。

その後、全体の話し合いで、自衛隊については、これからも多面的・多角的な視点から、正しい認識をもととすることが大切であることを確認しあった。

4. 研究の反省と今後の課題

(1) 研究の反省

「自衛隊の在り方」について学習過程の最後で討論会を行ったが、その際のテーマを「自衛隊は必要か、不要か」としたことは、生徒の見方や考え方を限定してしまうことになってしまったように思う。多面的・多角的な思考を促すための学習過程や討論のテーマの設定などの研究が不足していた。また、様々な資料を使って指導に当たったが、資料を十分に生かすことができなかった。

(2) 今後の課題

本研究のねらいを達成するため、生徒の側に立った指導をめざしてきたが、依然として不十分であった。ここで取り上げた単元の目標を生徒の意識の中で、自分の生活とかかわりあわせて考えることができるようにするためには、日常的に生徒の社会的事象に対する関心を高める工夫や、生徒の意識や認識の現状を十分に把握し、その現状に応じた多様な活動を工夫することが大切である。

また、本実践は、憲法の平和主義の学習の中で行ったが、「我が国の安全と防衛の問題」の年間計画での位置付けも検討していく必要がある。

注：

- (1) 片上宗二「社会科でめざす学力とは何か－学力低下、学習意欲低下をどう克服するか－」、高階玲治編『社会科から発展する総合的学習の学力』2001年、明治図書、28～33頁
- (2) 宇佐美寛『思考指導の論理－教育方法における言語主義の批判－』1973年、明治図書、40～42頁